

発議第3号

平成27年3月20日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

議会運営委員会
委員長 大島 功

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

提案理由

この案を提出するのは、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決が義務付けられていたが、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、地方自治法第96条第2項に基づき、議決事項とするのに条例を制定する必要があるからである。

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、愛西市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛西市自治基本条例（平成26年条例第22号）第23条に規定する市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。
- (2) 友好都市又は姉妹都市その他これらに類する都市間の提携及び協定に関する事。
- (3) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。
- (4) 各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。